



平成 27 年 5 月 29 日

各 位

会社名 株式会社城南進学研究社
代表者名 代表取締役社長 下村 勝己
(JASDAQ・コード 4720)
問合せ先 取締役管理本部長 杉山 幸広
TEL 044-246-1951

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 29 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年 6 月開催予定の当社第 33 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

平成 26 年 6 月 27 日公布の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)による改正後の会社法が本年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの向上および意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。このため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

また、改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されます。業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。

なお、当該変更議案提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

また、迅速かつ機動的な配当政策の立案ならびに実行を図り、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とすべく、当社定款第 33 条を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	平成 27 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生予定日	平成 27 年 6 月 26 日

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p><u>2 補欠または増員で就任した取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p>第22条（代表取締役および役付取締役） 当会社に、取締役社長1名を、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を取締役会の決議により、取締役の中から選定する。</p> <p>2 取締役社長は、当会社を代表する。</p> <p>3 取締役社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。</p>	<p>第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 前項にかかわらず監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">〈削 除〉</p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条（代表取締役および役付取締役） 当会社に、取締役社長1名を、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を取締役会の決議により、<u>監査等委員ではない</u>取締役の中から選定する。</p> <p>2 取締役社長は、当会社を代表する。</p> <p>3 取締役社長のほか、取締役会の決議により、<u>監査等委員ではない取締役の中から</u>当会社を代表する取締役を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条（取締役会） 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。 <新 設></p> <p>2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に発する。ただし緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p>	<p>第23条（取締役会） 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。 <u>2 前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に発する。ただし緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>4 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>5 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p>
<p>第24条 <条文省略></p> <p><新 設></p>	<p>第24条 <現行どおり></p>
<p>第25条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。 <新 設></p>	<p>第25条（重要な業務執行の委任） <u>当会社は、取締役会の決議によって、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。 <u>2 監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役と区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条（取締役の責任免除） 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>	<p>第27条（取締役の責任免除） 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものは除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">第28条（監査等委員会）</p> <p style="text-align: center;">監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。</p> <p style="text-align: center;">2 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">第28条（監査等委員会）</p> <p style="text-align: center;">監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。</p> <p style="text-align: center;">2 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p style="text-align: center;">〈新 設〉</p>	<p style="text-align: center;">第29条（監査等委員会の招集通知）</p> <p style="text-align: center;">監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p style="text-align: center;">〈新 設〉</p>	<p style="text-align: center;">第30条（監査等委員会の議事録）</p> <p style="text-align: center;">監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p style="text-align: center;">〈新 設〉</p>	<p style="text-align: center;">第31条（監査等委員会規程）</p> <p style="text-align: center;">監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p style="text-align: center;">〈新 設〉</p>	<p style="text-align: center;">第31条（監査等委員会規程）</p> <p style="text-align: center;">監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第5章 監査役および監査役会</u> <u>第27条（監査役の員数）</u> <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p><削 除></p>
<p><u>第28条（監査役の選任方法）</u> <u>当会社の監査役は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p><削 除></p>
<p><u>第29条（監査役の任期）</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p><削 除></p>
<p><u>第30条（常勤の監査役）</u> <u>常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p>	<p><削 除></p>
<p><u>第31条（監査役会）</u> <u>監査役会の招集の通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> <u>3 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程によるものとする。</u></p>	<p><削 除></p>
<p><u>第32条（報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p><削 除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第33条（監査役の責任免除） <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">〈削 除〉</p>
<p>第6章 計 算 第34条 <条文省略></p>	<p>第6章 計 算 第32条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>第33条（剰余金の配当等の決定機関） <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p>
<p>第35条 <条文省略></p>	<p>第34条 <現行どおり></p>
<p>第36条 <条文省略></p>	<p>第35条 <現行どおり></p>
<p>第37条 <条文省略></p>	<p>第36条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条（監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置） <u>平成27年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任免除および監査役と締結済の責任限定契約については、なお同株主総会の終結に伴う変更前の定款第33条の定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>